

杉並区体育施設指定管理者評価委員会設置要綱

平成29年4月1日

杉並第164号

改正 令和5年3月22日杉並第67476号

令和5年12月4日杉並第47635号

(設置)

第1条 杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）第17条の規定に基づく指定管理者による管理の業務を適正かつ効率的に評価することを目的として、杉並区体育施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者による管理の業務の評価に関すること。
- (2) 指定管理者による管理運営に関する意見・助言等に関すること。
- (3) その他体育施設等の指定管理者に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 区民生活部長
- (2) 区民生活部文化・スポーツ担当部長（以下「担当部長」という。）
- (3) 区民生活部地域施設担当課長
- (4) 区民生活部スポーツ振興課長
- (5) 区民生活部長が指名する社会教育主事 2名以内

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、区民生活部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、区民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日杉並第67476号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月4日杉並第47635号）

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。